

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、平成31年2月8日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、次の（1）から（4）までに列挙する公文書の開示請求を行った。

（1）県道〇〇〇〇線に係る〇〇地内（〇〇川）との交差点より西50m地点から〇〇交差点（県道〇〇〇〇線との交差点）までの間について

① 30年くらい前の図面

- ア 全体平面図
- イ 全体横断面図（現況と計画高）
- ウ 全体縦断面図
- エ 〇〇入口交差点図面

② 現時点の図面

- ア 全体平面図
- イ 全体横断面図（現況と計画高）
- ウ 全体縦断面図
- エ 〇〇入口交差点図面

③ 計画について

- ア コンサルタントとの設計協議録
- イ 地元要望及びその回答

④ 地元集団説明について

- ア いつ、どこで、出席者名
- イ 議事録、説明資料

⑤ 〇〇について

- ア 説明会への出席について
 - ・いつ、どこで、出席者名
 - ・議事録、説明資料

⑥ 設計速度について

⑦ 〇〇を下って〇〇入口交差点通過時の予測スピード

（2）〇〇入口交差点について

- ① 現設計で安全な交差点と判断した根拠
- ② 警察との交差点協議について
 - ア 警察との協議録

- イ 警察と協議していない場合その理由
 - ③ 交差点を3m上げたことについて
 - ア 理由について
 - イ ○○について
 - (ア) いつ、どこで、だれに説明したのか
 - (イ) 議事録、説明資料
 - (ウ) 誰が了解したのか
 - ウ 地元には
 - (ア) いつ、どこで、誰に説明したのか
 - (イ) 議事録、説明資料
 - (ウ) 誰が了解したのか
 - エ ○○市との協議について
 - (ア) いつ、どこで、だれに説明したのか
 - (イ) 議事録、説明資料
- (3) 県道バイパスと既存市道のすりつけにおいて、レベルの道を3m上げたことについて
 - ① 3m上がることに対する地権者との協議録
 - ② 同様な施工事例
- (4) 平成○年○月○日○○公会堂で行われた地元説明会について
 - ① 議事録
 - ② 当日の資料

2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、次の(1)から(11)までに列挙する公文書と特定した上で、請求のあった公文書の一部を非開示とする本件処分を行い、令和元年12月16日付けで審査請求人に通知した。

(1) ○○地区設計図

- ① 一般県道○○○○線 ○○市○○地内 平面図 (平成2年)
- ② 同線 同地内 縦断面図 (平成2年)
- ③ 同線 同地内 標準断面図 (切土部：平成2年)
- ④ 同線 同地内 標準断面図 (盛土部：平成2年)
- ⑤ 同線 同地内 横断面図 (平成2年)
- ⑥ ○○入口交差点図面 (約30年前)
- ⑦ ○○地区平面図 (現時点)
- ⑧ ○○地区横断面図 (現時点)
- ⑨ ○○地区縦断面図 (現時点)
- ⑩ ○○入口交差点図面 (現時点)

(2) ○○地区設計図

- ① 全体平面図 (約30年前)
- ② 全体横断面図 (約30年前)
- ③ 全体縦断面図 (約30年前)

- ④ 全体平面図（現時点）
- ⑤ 全体横断面図（現時点）
- ⑥ 全体縦断面図（現時点）
- (3) ○○地区協議簿
 - ① 協議記録簿（○○県民局・設計コンサルタント：約30年前）
 - ② 協議記録簿（○○県民局・設計コンサルタント：平成29年）
- (4) 沙美地区協議簿
 - ① 協議記録簿（○○県民局・設計コンサルタント：約30年前）
 - ② 協議記録簿（○○県民局・設計コンサルタント：平成25～26年）
 - ③ 協議記録簿（○○県民局・設計コンサルタント：平成26年）
- (5) 地元要望及びその回答
- (6) ○○地区説明会 出席者名簿、議事録、説明資料
 - ① ○○工区集団説明（約30年前）資料
 - ② ○○工区地元説明会（平成○年○月○日開催）報告書
 - *○○への説明を兼ねている。
 - ③ ○○工区地元説明会（同上）出席者目簿
 - *○○への説明を兼ねている。
 - ④ 山ノ奥集落地元説明会（約30年前）資料
- (7) ○○地区説明会 出席者名簿、議事録、説明資料
 - ① ○○工区集団説明（約30年前）資料
 - ② ○○工区地元説明会（平成○年○月○日開催）報告書
 - ③ ○○工区地元説明会（同上）出席者名簿
- (8) 設計図面
 - ① 標準断面図（設計速度の記載あり）
 - ② ○○を下って○○入口交差点通過時の予測スピードを示す資料
- (9) 設計検討資料
 - ① 一般県道○○○○線 No. ○付近市道交差点の安全性について
- (10) ○○入口交差点について
 - ① 警察との交差点協議録
 - ② 警察との協議が実施されていない場合その理由
 - ③ 交差点を3m上げたことについて
 - ア 理由を記したもの
 - イ ○○への説明（約30年前）
 - ウ ○○市との協議（約30年前）
 - エ ○○市との協議（平成30年度）
- (11) 県道バイパスと既存市道のすりつけにおいて、レベルの道を3m上げたことについて
 - ① 3m上がることに対する地権者との協議録
 - ② 同様な施工事例

4 本件処分において実施機関が非開示とした部分及び非開示とした理由は、次の(1)から(7)までに掲げるものであった。

(1)「個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるものであるため」(条例第7条第2号該当)とされたもの

- ① 上記2(1)①の文書のうち個人名
- ② 上記2(3)②の文書のうち個人名
- ③ 上記2(4)②及び③の各文書のうち個人名
- ④ 上記2(6)③の文書
- ⑤ 上記2(7)②のうち個人名及び③の文書
- ⑥ 上記2(9)①の文書のうち個人名
- ⑦ 上記2(10)④の文書のうち個人名

(2)「県内部の検討に関する情報であって、公にすることにより不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれのあるものであるため」(条例第7条第5号該当)とされたもの

- ① 上記2(4)②の文書のうち、コントロールポイント及び申し送り事項に関する情報

(3)「公にすることにより当該事業の性質上、当該事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため」(条例第7条第6号該当)とされたもの

- ① 上記2(2)④、⑤及び⑥の文書
- ② 上記2(3)②の文書のうち工法に関する情報
- ③ 上記2(4)②の文書のうち工法に関する情報及び③の文書
- ④ 上記2(7)②の文書のうち図面

(4)「地元の同意が得られず廃案となったことから、保存年限の経過により廃棄したため存在しない」とされたもの

- ① 上記2(2)①、②及び③の文書

(5)「廃棄により存在しない」とされたもの

- ① 上記2(10)③アの文書

(6)「作成していないため存在しない」とされたもの

- ① 上記2(1)⑥の文書
- ② 上記2(8)②の文書

(7)「存在しない」とされたもの

- ① 上記2(5)の文書
- ② 上記2(6)①の文書
- ③ 上記2(7)①の文書
- ④ 上記2(10)①、②及び③ウの文書
- ⑤ 上記2(11)①及び②の文書

5 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、令和2年3月16日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

- 6 実施機関は、条例第17条の規定により、令和2年5月19日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

非開示部分の開示決定を求める。継続事業における文書廃棄についての非開示理由がおかしい。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 文書保存について

現在も継続している事業であるにもかかわらず、「保存年限の経過により廃棄した」とか「存在しない」との理由で非開示となった。

継続事業である場合、地元の説明した計画図面を廃棄することや、当然行っているであろう地元説明会の記録が存在しないということはあると考える。文書はあるはずである。

税金により作成され、継続している計画に関する書類を廃棄するなどあり得ないと思う。

廃棄が決定されたのであれば、廃棄の決裁書類及び地元同意の得られなかった書類を開示されたい。

継続事業において、保存年限の始期があるとは思えない。保存年限の考え方についても情報開示願いたい。地元からの要望事項などは、事業完了をもって、保存年限の始期と考える。廃棄しているのであれば復元して開示願いたい。

(2) ○○工区の設計図面等について

○○工区と○○工区は、○○を境に接している一体の道路事業であり、○○側の住民として○○側の工区の状況（線形・勾配・幅員）について知らせてもらって当然だと思う。

○○側は平成○○年に地元説明会を開催しており、図面は提示されていると思う。

実施機関は○○市に、詳細設計は完了していると説明している。平成○年○月○日に○○公民館で県が事業説明をしているが、ここで提示された図面くらいは開示できるのではないか。

(3) 設計協議録について

市道との交差点ではなく、別の特定の地点において、現状と計画における路面の高低差を0となるよう設定した理由が理解できないが、一般常識から理解できないことは、県がコンサルタントに指示していると考えられるため、この指示内容について情報公開を求めている。

(4) 地元要望及びその回答について

30年前に計画されたこの工区は、まだ本格的な工事に入っていない。

県は地元との約束を守らねばならず、説明会や地元要望が保存年限の経過で廃棄したとは考えられない。

文書の保存年限は決定通知書の備考欄に記すべきだ。

協議を行っていれば協議録が、指示を行っていれば指示書が、必ずあるはずである。

(5) 説明会資料について

地元が最も重要と考える要望事項が記載されておらず、悪意を感じる。

協議録を訂正願いたい。

(6) 交差点通過時の予測スピードについて

〇〇工区は、約600mの全区間8%勾配のゆるやかな左カーブの設計となっており、設計速度とはかけ離れている。今後スピードを予測するよう切に願う。

(7) 交差点の安全性に関する文書について

猛スピードで下ってくる車両に対して、安全な交差点とはとても思えない。

警察との交差点協議録が廃棄されているとは信じられない。30年前だから警察側がないと言うのは理解できるが、県において継続事業でこれから着手する事業であり、その前提の協議録が全てないが、計画どおりに進めるのは暴走でしかない。

(8) 地権者との協議録について

普通なら道路が高くなれば、地権者・隣地所有者は何かもの申すと思う。最低でも1m、最高で3m高くなる今回の事業に関連した協議録がないとは信じられない。

30年以上にわたる事業であるが、地元説明の協議録で開示されたものは、4件のみだ。用地買収は約30年前から入っており、様々な文書があろうと思う。協議後に保存期間が起算されるということであれば、工期が長い事業の場合は、事業完了前に資料が全て廃棄されてしまう。これでは、約束ごとがあってもわからず、安心して用地買収に応じられないのではないかと思う。

継続事業で廃棄は考えられない。

(9) 同様の施工事例について

開示してもらった文書は、似ても似つかない例だった。似た地点の開示を望む。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、おおむね次のとおりである。

(1) 文書保存について

〇〇地区の30年程前の図面は、平成26年度に廃案となり、事業実施上不要となった文書である。不要となった平成26年度の時点で、平成初期の文書完結時期から起算して保存年限5年を大幅に超過していたため、廃棄処分を行っている。

廃棄により不存在であるため、非開示決定を行っている。

審査請求人は、反論書の中で「事業完了後に保存年限の始期が始まる」と主張しているが、継続事業であっても不要となった文書は、保存年限を経過していれば、廃棄対象となる。

(2) ○○地区の計画図面等について

○○地区の現時点の図面は、設計計画の修正作業の途中であり、当該図面に記録されている情報を公にすることにより、関係する地権者へ不当に混乱を生じさせるおそれがあることから、今後の事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると判断し、条例第7条第6号に該当する文書として非開示決定を行っている。「事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれ」についてだが、○○地区は一切の用地買収及び物件補償が完了しておらず、○○地区は完了している。

非開示決定を行った図面には、今後、交渉対象となる買収用地及び補償物件の特定につながる、家屋や土地等と新設道路の位置関係等の情報が記載されている。また、設計計画の修正作業の途中であったため、買収対象となる用地範囲が確定していない。公共事業の用地買収等は、一般的な商品取引とは異なり、代替性のないものを買収し、補償するものであり、土地等権利者と信頼関係を構築していくことが、円滑かつ適切な用地交渉事務を進めていく上では重要な要素であると考えている。

そして、用地交渉は、通常はその交渉内容等を交渉相手以外には公にしないことを前提とした上で進めていると考えられ、その内容等は土地等権利者がむやみに他人に知られたくないと考える情報であることから、その内容等が開示されることや開示された内容が不確定な情報であると、本件事業に係る土地等権利者との信頼関係が損なわれ、本件事業への協力が得られなくなる等、用地交渉に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断している。

なお、審査請求人が反論書の中で抜粋している、○○市との協議録にある「○○地区の詳細設計は完了している」という県担当者の発言については、平成30年○月○日時点の状況であり、翌年の令和元年○月○日から令和2年○月○日まで修正設計業務を行っており、本年度も修正業務を発注予定である。審査請求人が主張するように、平成○年○月○日○○地区の地元説明会において、説明資料として計画図面を提示しているが、閉会后に持ち帰っており、関係権利者にも図面提供していない。

(3) 設計協議録について

一般的に設計協議録は、設計成果報告書に綴られて保管される。30年程前の設計成果報告書は、30年程前の図面と同時期に不要となったため廃棄している。

(4) 地元要望及びその回答について

請求のあった公文書は現存していないため非開示決定を行っている。過去に文書が存在したかどうか記録に残っていないため、存在しない理由は不明である。

(5) 交差点の安全性に関する文書について

請求のあった公文書のうち、警察との協議録は現存していないため非開示決定を行っている。実際に過去に文書が存在したかどうか記録に残っていない。一般的な土木事業の進め方に鑑み、過去に文書は存在したと推定し、不存在理由を廃棄と判断して一部開示決定通知書の別紙一覧表にその旨を記載している。なお、協議・協定に関する文書の○○県民局事務処理細則での保存年限は10年となっており平成初期から起算して保存年限は大幅に超過している。

審査請求人は、議事録は工事完成まで保管されるべきだと主張しているが、道路

事業における警察との協議については、一般的に協議完了後から長期間、工事着手が行われなかった場合、再協議を行う。そのため、過去に文書が存在していた場合においても保存年限が経過すれば不要な文書となる。

(6) 地権者との協議録について

30年ほど前の説明会議事録と同様の理由による処分を行っている。

(7) 同様の施工事例について

不存在として非開示決定を行っているが、請求人に趣旨を確認したところ、類似事例の所在地が分かればよいと確認していたため、公文書ではない住宅地図により別途情報提供を行った。

審査請求人は反論書において、「似ても似つかぬ」と主張しているが、当路線〇〇工区の交差点計画に類似する現道から2.5～3m程度高い位置にバイパスが整備され、現道が急な上り勾配でバイパスに取り付く交差点計画を特定している。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、上記第1の1(1)から(4)までに列挙する公文書である。

2 本件対象公文書に係る条例上の条項について

条例第7条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～五 略

六 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は土地開発公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は土地開発公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政

法人又は土地開発公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

七 略

条例第25条は、適用除外について次のように定めている。

(適用除外)

第25条 この条例の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。

- 一 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二～三 略

3 「不存在」との説明の妥当性について

審査請求人は、廃案となった計画図面も、事業としては継続中であり、事業完了までは保存すべきであり、仮に廃棄されていても復元できるので、復元して開示願いたい旨を主張している。

これに対し、実施機関は、おおむね次のように説明している。

平成初期の図面・協議録等の文書に関しては、保存期間が経過して廃棄されたことが確認できるもの、作成されたことが確認できないものがあるが、いずれも保有していないものを非開示としている。

また、廃案となった〇〇地区の計画図面は、事業実施上不要となった時点で、平成初期の文書完結時期から起算して保存年限5年を大幅に超過していたため、廃棄処分を行っている。警察との協議録に関しては、一般的に協議締結後から長期間、工事着手が行われなかった場合、再協議を行うため、過去に文書が存在していた場合においても保存年限が経過すれば不要な文書となる。

審査会において、これら実施機関の説明を吟味したところ、本件の開示請求に対して開示した部分に含まれる公文書の一部は、文書保存年限を相当程度経過したと認められるものについても開示されている事実も踏まえ、実施機関の説明に反して請求文書が存在すると認めることは困難であった。

審査請求人の、廃案文書も事業完了までは保存すべきであるとの主張は、文書の存否に関する判断において審査会が斟酌すべきものではない。

また、公文書開示の手続においては、実施機関が請求に係る公文書を保有していない場合に、条例がこれを復元等の方法により取得してまで開示する義務を実施機関に課しているとは認められない。

4 文書の特定について

県道バイパスと市道の交差に関する同様の施工事例について、審査請求人が「開示文書」を似ても似つかない例だったと主張している点については、実施機関は文書不存在として非開示としたが、別途情報提供として当該文書を交付したと説明している。

「同様の施工事例」という用語は種々の解釈を可能とするあいまいさをはらむものであるため文書の特定には事実上一定の裁量を認めざるを得ない性質のものであること、所在地が分かればよいとの審査請求人の意思に争いが無いことの2点から、情報

提供として交付した文書について、請求対象と異なる文書であると評価することは困難であった。

当該文書が特定されるべき文書であれば、文書を特定した上で、当該文書は実施機関が保有している市販の書籍の抜粋であることから条例第25条第1号を適用して非開示とすべきものであったと認められるが、非開示という結論には変動がなく、結果として実施機関の判断は妥当であったと考えられる。

5 条例第7条第6号の該当性について

〇〇地区の現時点の図面を非開示とした点に関し、審査請求人は、〇〇工区と〇〇工区は、〇〇を境に接している一体の道路事業であり、〇〇側の住民として〇〇側の工区の状況（線形・勾配・幅員）について知らせてもらって当然であると主張している。

これに対し、実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

非開示決定を行った図面には、今後の交渉対象となる買収用地及び補償物件の特定につながる、家屋や土地等と新設道路の位置関係等の情報が記載されているが、公共事業の用地買収等は、一般的な商品取引とは異なり、代替性のないものを買収し、補償するものであり、土地等権利者と信頼関係を構築していくことが、円滑かつ適切な用地交渉事務を進めていく上では重要な要素であるが、通常はその交渉内容等を交渉相手以外には公にしないことを前提とした上で進めていると考えられることから、公にした場合は権利者との信頼関係が損なわれ、本件事業への協力が得られなくなる等、用地交渉に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断し、条例第7条第6号に該当する文書として非開示決定を行った。

請求に関連する〇〇地区の計画については、実施機関の説明によれば本件処分時点では修正作業が行われている状態であったとのことであり、これを否定する情報はない。また、用地買収事務に関して実施機関が説明する支障は一般的に生じ得るものと判断できるところ、審査請求人の主張等種々の情報から、本件の〇〇地区の用地買収に関してそのような支障が生じないとの特段の事情は看取できず、実施機関の説明に不合理な点はないと考えられる。

6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張に関しては、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

7 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書の一部を非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 5 月 1 9 日	実施機関から諮問を受けた。
令和2年 6 月 2 6 日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和2年 7 月 3 1 日 (審査会第2回)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和2年 8 月 2 8 日 (審査会第3回)	審査請求人の意見陳述の聴取を行った。
令和2年 9 月 2 8 日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和2年10月19日 (審査会第5回)	事案の審議を行った。
令和2年10月28日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 鷹 取 司	弁護士	
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
釜 瀬 司	社会福祉法人 吉備の里理事長	第一部会委員 審査会第4回まで審議
三 宅 昇	公益財団法人 岡山県産業振興財団顧問	第一部会委員 審査会第5回から審議
田 並 尚 恵	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
豊 田 ひとみ	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	広島修道大学 法学部教授	

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。